

みやざきブランド農産物等のプロモーション業務委託企画提案競技実施要領

1 目的

みやざきブランド農産物である宮崎牛、完熟きんかん及び日向夏等の県産品の認知度向上と需要を喚起するため、首都圏の宮崎牛指定店並びに情報発信力のある人気飲食店等と連携したフェアの業務委託の受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 委託の内容

みやざきブランド農産物等のプロモーション業務委託仕様書による。

3 契約上限額

3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、委託料は業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

4 委託期間

委託契約締結日から令和8年3月13日（金）まで

5 参加資格要件

次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者。
- (3) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、過去に本業務相当以上の受託実績を有する者。
- (4) この公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (5) 県税に未納がないこと。
- (6) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でない者。
- (7) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示する。なお、事前説明会は開催しない。

7 スケジュール（予定）

- | | |
|----------------|------------------|
| (1) 企画提案競技実施公告 | 令和7年9月9日（火） |
| (2) 申込書提出期限 | 令和7年9月22日（月）午後5時 |
| (3) 質問書受付期限 | 令和7年9月24日（水）午後5時 |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 令和7年9月30日（火）午後5時 |
| (5) ヒアリング期間 | ～令和7年10月2日（木） |
| (6) 審査結果通知 | 令和7年10月上旬 |

8 企画提案競技の方法

(1) 参加申込み

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書（別紙1）を提出すること。

① 提出先

下記12を参照

② 提出期限

令和7年9月22日（月）午後5時

③ 提出方法

電子メール（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

(2) 企画提案書の提出

① 企画提案書の内容

本実施要領「2 委託の内容」を参照の上、提案すること。

② 提出書類

ア 企画書【5部】

- ・ 提出する企画案は、1案のみとする。
- ・ 書式はA4判（A3判を折り曲げて可）とし、ページ番号を挿入する。
- ・ 企画書には次の項目を記載すること。
全体のコンセプト、スケジュール、業務構成概要、事業実施体制、事業実施イメージ等

イ 見積書【原本1部、コピー5部】

- ・ 宛名は、「宮崎県東京事務所長」とすること。
- ・ 一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。（各項目の単価が判断できる内容とする。）
- ・ 内訳は、税抜き表示を基本とする。

ウ 誓約書（1部）

- ・ 別紙2により提出すること。

エ 会社概要（既存のもの）【5部】

オ 業務実績

既存のもの及び過去5年以内の地方公共団体との契約実績、またはこの委託業務と同種、同規模以上の業務実績【5部】

③ 提出先

下記12を参照

④ 提出期限

令和7年9月30日（火）午後5時

⑤ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）

⑥ 留意事項

- ・ 提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。
- ・ 応募された企画提案の著作権はその応募者に帰属する。
なお、企画提案者の記載が特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

(3) 質問書

企画提案競技及び業務委託仕様書についての質問は、企画提案競技質問書（別紙3）を提出すること。

- ① 提出先
下記12を参照
- ② 提出期限
令和7年9月24日（水）午後5時
- ③ 提出方法
電子メール（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）
- ④ 問い合わせの内容及び回答
軽微なものを除き、企画提案競技への参加申込書提出者全てに電子メールで通知する。（質問者名は公表しない。）

(4) 審査項目

以下の項目について評価を行う。

- ① 事業の趣旨、目的等の理解度
 - ・ 事業の趣旨や目的等を十分に理解しているか
- ② 事業の実現性と効率性
 - ・ 実現性のある計画となっているか
 - ・ 効率的かつ最大限の効果を生み出す内容となっているか
- ③ 受託体制
 - ・ 業務を安定的に実施することができる必要な人材や体制が確保されているか
 - ・ 業務実施のスケジュールが現実的で妥当なものとなっているか
- ④ 経済性
 - ・ 提案内容に対し経費の積算は妥当か。また、節減が図られているか
- ⑤ 実績
 - ・ 本業務を受託するに相応しい同程度の業務実績や熟練度があるか

(5) 選定方法

複数の審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。

(6) 審査の通知

令和7年10月上旬に、採択・不採択にかかわらず電子メール及び書面で通知する。

(7) 当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

- ① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
- ② 提案書を期限までに提出しないとき
- ③ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
- ④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
- ⑤ 契約上限額を周知して実施した場合において、提案の内容が契約上限額を超えているとき
- ⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

(8) (7) に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

9 契約の方法

- (1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。
- (2) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

10 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

11 その他

- (1) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。
- (2) 企画提案に係る費用は全て提案者の負担とする。
- (3) 委託料の支払い方法は精算払いとする。
- (4) 提出された資料は返却しない。

12 書類提出及び問合せ先

- (1) 住所 〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館15階
- (2) 担当 宮崎県東京事務所 藤代、深田
- (3) 連絡先 電 話：03-5212-9007
Eメール：myz-tokyo@pref.miyazaki.lg.jp